

新潟市

・

公益財団法人さわやか福祉財団

包括連携協定書

新 潟 市

公益財団法人さわやか福祉財団

新潟市・公益財団法人さわやか福祉財団包括連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）と公益財団法人さわやか福祉財団（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、甲及び甲をモデルとした新潟県内をはじめ、全国での地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）地域における支え合いのしくみづくりの推進に関すること
- （2）社会参加を通じた生きがいづくりの促進に関すること
- （3）その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関すること

（連携事項の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが連携事項の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

（費用負担）

第5条 費用が発生する取り組みについては、甲及び乙が協議のうえ、その負担割合を決定するものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成27年5月26日

甲： 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市長

藤 田 昭

乙： 東京都港区芝公園2丁目6番8号 日本女子会館7階
公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

清水 峰子

包括連携協定に基づく具体的な連携事項

●取り組み方針

- ・新たな地域での支え合いのしくみづくりの理念を新潟市で具現化する。
- ・新潟市での取り組みをモデルケースとして、新潟県内及び全国へ発信し、新地域支援事業の普及・発展に寄与する。

●当面の具体的連携事業

○多様な主体による多様な生活支援サービス提供の体制づくり
・協議体の創設及び生活支援コーディネーターの養成並びに相互の連携調整
・地縁組織、NPOなどの活用と相互の連携、ネットワークの強化
・多世代の集い・通いの場（居場所）の普及
・地域住民・組織のボランティア活動推進のためのしくみづくり
・支え合い・助け合い活動、協働に関する啓発（フォーラム・勉強会の実施など）
・高齢者が高齢者の生活支援を社会貢献として行う機運の醸成